

短期入所生活介護及び
介護予防短期入所生活介護
利用契約書

フラワーヴィラ
短期入所生活介護

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用契約書

(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人花園公益会(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護について、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は、【別紙1】のとおりです。
- 3 利用者は事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることが出来ます。また、利用者は、契約期間中であれば、「居宅サービス計画」を変更して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことが出来ます。これに対し、事業者は居室を確保できないなどの正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、原則として利用開始日の10時以降に入所し、利用終了日の15時までに退所するものとします。
- 5 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定または要支援認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することが出来ます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなどの正当な理由がない限りこれを断りません。

第3条(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画)

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って、「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明しご承諾を頂きます。

第4条(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供場所はフラワーヴィラ短期入所生活介護事業所です。所在地及び設備の概要は【別紙1】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙1】のとおりです。事業者は、【別紙1】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態に応じて【別紙1】に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることが出来ます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービスの提供記録を作成することとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、10時から15時にその事業所にて、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された合計額を短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用ごとに支払います。
- 2 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了後に利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を、利用終了日後15日以内に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。
- 2 利用者が入所予定日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【別紙1】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することが出来ます。この場合事業者は、明細に付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから15日以内に支払うものとします。

第8条（中途終了）

- 1 利用者は、事業者に対して前日17時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することが出来ます。この場合の取り扱いについては【別紙1】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（契約の変更）

- 1 事業者及び利用者は、文書で通知することにより、この契約の変更を相手方に申し入れることが出来ます。
- 2 前項の申し入れについて、申し入れの相手方が同意したときは、契約済みの契約書を変更し、お互いに取り交わします。
- 3 事業者及び利用者は、前2項による契約の変更を承諾しない場合、この契約は解除されたものとします。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……………入所日の翌日
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……………非該当となった日
 - ③ 利用者が死亡した場合……………死亡日の翌日

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者等は、個人情報保護法等に基づきサービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等の第三者に対して、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

第12条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくは施設の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、施設の職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なっているときに利用者の健康状態が急変した場合等、緊急を要する場合は、医師への連絡、あらかじめ届けられた連絡先への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

第14条（連携）

- 1 事業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供

【別紙 1】

○担当者（生活相談員等）

所 属

氏 名

連絡先 048—584—5550

○入所時の利用状況の確認

事業者は、入所時の利用者の状況などについて把握する為、利用者またはご家族から既往、現状などについてお伺いします。

○短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容

- | | | | | | | | | |
|----------|-----|------------------|---|---|-----|---|---|---|
| 〈1〉 利用場所 | 所在地 | 埼玉県深谷市小前田2677 | | | | | | |
| | 施設名 | 特別養護老人ホームフラワーヴィラ | | | | | | |
| 〈2〉 利用期間 | ①令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |
| | ②令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |
| | ③令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |
| | ④令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |
| | ⑤令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |
| | ⑥令和 | 年 | 月 | 日 | ～令和 | 年 | 月 | 日 |

※原則として入所時間は、利用開始日の10時とし、退所時間は利用終了日の15時とします。

〈3〉 利用可能設備等

居室（原則、定員1名から4名の居室が用意されていますが、入居者の状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。）

食堂・機能訓練室・診療室・談話室・浴室（普通浴槽、中間浴槽、特殊浴槽）・その他

〈4〉 食事

・食事時間等は次のとおりです。

朝食 7：45～ 8：45

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

※以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則、食堂においておとりいただきます。

〈5〉 入浴

・週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

〈6〉 介護

・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します（着替え介助、排泄介助、食事介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等）

〈7〉 機能訓練

・利用者の状況に応じ、訓練室等において機能回復訓練を行います。

〈8〉 健康管理

・日々簡単な健康チェックを行います。

〈9〉 安全管理

・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

〈10〉 特別食の提供

・当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために医療食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途追加料金がかかります。

〈1 1〉 行政手続代行

- ・行政手続の代行業を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

〈1 2〉 日常費用の受入・管理保管及び支払代行

- ・日常生活に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行業を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・管理保管・支払代行契約書」の締結が必要となります。

〈1 3〉 所持品等の保管

- ・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

〈1 4〉 レクリエーション

- ・日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。

〈1 5〉 その他のサービス

- ア 希望食の提供： 当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申し出ください。料金は別途追加料金がかかります。
- イ 通院サービス： 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかる場合があります。
- ウ 理美容サービス： 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- エ その他のサービス： 介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。サービスの内容によっては、別途料金がかかります。

○利用料金 お支払いいただく料金の単価は、下記の通りです。

①基本料金（介護保険1割負担） 1日あたり _____ 円

〔短期入所生活介護〕

区分	短期入所生活介護（併設型）		
	多床室		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	619円	1227円	1840円
要介護2	684円	1367円	2051円
要介護3	758円	1516円	2273円
要介護4	829円	1658円	2487円
要介護5	899円	1798円	2697円

介護予防短期入所生活介護			
区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	459円	918円	1376円
要支援2	571円	1141円	1712円

加算等（カッコ内は2割または3割負担）

- 1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として、一日あたり6円(12円、18円)が加算されます。
- 2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)として、一日あたり16円(31円、46円)が加算されます(介護予防除く)。
- 3) 送迎代として、片道188円(375円、562円)が加算されます。
- 4) 若年性認知症と診断された入所者に対しサービスを行なった場合、若年性認知症入所者受入加算として一日あたり122円(244円、366円)が加算されます。

5) 介護職員処遇改善加算Ⅱとして所要単位数の1000分の136(13.6%)に相当する金額が加算されます。

②食費・・・1食あたり

朝食	380	円
昼食	500	円
おやつ	65	円
夕食	500	円

1日あたりの自己負担額 _____ 円

③ 滞在費 _____ 1日あたり _____ 円

負担段階	部屋の種別	1日あたりの自己負担額
第 段階	多床室	円

負担段階		所得区分	居室区分 (多床室)	食費区分 負担限度額	
現金・預貯金等が一定以上の方 市町村住民税課税世帯の方 配偶者が市町村住民税課税の方	現金・預貯金等が一定以下の方 市町村住民税非課税世帯 配偶者が市町村住民税非課税の方	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0	300
		第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の者	430	600
		第3段階①	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円未満の者	430	1000
		第3段階②	合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超266万円未満の者	430	1300
	第4段階	世帯課税者	915	1445	

④ その他の料金等(実費)

療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等は別途料金がかかります。

○短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の中止

〈1〉利用開始予定日以前の中止

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日17時までにご連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の0%

〈2〉利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
 - ・ 他の利用者の生命、または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- 上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主事の医師または、歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先①

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先②

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

主治医

病院・診療所名	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆	
1 担当者	岩田知子
電話番号	048-584-5550 (受付時間 8時30分から5時30分)
2	深谷市役所長寿福祉課
電話番号	048-574-8544 (直通)
3	寄居町役場福祉課
電話番号	048-581-7718 (直通)
4	熊谷市役所長寿生きがい課
電話番号	048-524-1402 (直通)
5	大里広域市町村圏組合 介護保険課
電話番号	048-501-1330

6 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568

7 第三者委員

氏名 学識経験者 安藤 健二

住所 大里郡寄居町寄居

電話番号 048-581-1090

氏名 地域代表 安達 玲子

住所 深谷市大谷

電話番号 048-574-0905

氏名 地域代表 赤坂 佳信

住所 大里郡寄居町桜沢

電話番号 048-581-0690

事業者

〈事業所名〉 フラワーヴィラ短期入所生活介護事業所
〈指定番号〉 1174500551

〈所在地〉 埼玉県深谷市小前田2677

〈代表者名〉 社会福祉法人 花園公益会
理事長 服部 充 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

《 2024年8月1日現在 》

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-584-5550（8時30分～5時30分まで）

担当 岩田 知子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 フラワーヴィラ短期入所生活介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	フラワーヴィラ短期入所生活介護事業所
所在地	埼玉県深谷市小前田2677
介護保険指定番号	短期入所生活介護（埼玉県1174500551）

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般	1名
医師	名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員	1名	名	生活上の相談等	1名
栄養士	3名	1名	栄養管理等	4名
機能訓練指導員	名	5名	リハビリテーション・機能回復訓練等	5名
介護支援専門員	1名	名	サービス計画の立案・管理等	1名
事務職員	3名	名	一般事務・料金請求等	3名
看護・介護職員	看護師	1名	医療、健康管理業務等	3名
	准看護師	名		3名
	介護福祉士	20名	日常介護業務等	21名
	1～2級修了者	名		名
	3級修了者	名		名
	その他	7名		3名

(4) 施設の設備の概要

定員	16名	静養室	1室		
居室	ユニット型個室	室	医務室	1室	
	ユニット型準個室	室	食堂	1室	
	従来型	4人部屋	4室	機能訓練室	1室
		2人部屋	室	談話室	2室
		準個室	室		
		その他	人部屋 室		
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。				

3 サービス内容

①食 事……………食事時間等はおのとおりで。

朝食 7:45～ 8:45

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

- ②入浴……………週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。
- ③介護……………ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ④機能訓練……………必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ⑤生活相談……………常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関する事も含め相談できます。
- ⑥緊急時の対応……………体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。
- ⑦安全管理……………防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑧療養食の提供……………当施設では通常のメニューの他に医療上必要な場合等の為に特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ね下さい。料金は別途かかります。
- ⑨行政手続代行……………行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。
- ⑩日常費用の受入、保管管理及び支払代行
…日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入、保管管理及び支払代行契約書」の締結が必要となります。
- ⑪所持品等の保管…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ⑫レクリエーション…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。
- ⑬その他のサービス
 - ア 希望食の提供:当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。料金は別途かかります。
 - イ 通院サービス:医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかる場合があります。
 - ウ 理美容サービス:当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
 - エ その他のサービス:介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金

①基本料金（介護保険1割負担） 1日あたり _____ 円

[短期入所生活介護]

区分	短期入所生活介護（併設型）	介護予防短期入所生活介護
----	---------------	--------------

	多床室		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	619円	1227円	1840円
要介護2	684円	1367円	2051円
要介護3	758円	1516円	2273円
要介護4	829円	1658円	2487円
要介護5	899円	1798円	2697円

区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	459円	918円	1376円
要支援2	571円	1141円	1712円

加算等（カッコ内は2割または3割負担）

- 1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)として、一日あたり6円(12円、18円)が加算されます。
- 2) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)として、一日あたり16円(31円、46円)が加算されます(介護予防除く)。
- 3) 送迎代として、片道188円(375円、562円)が加算されます。
- 4) 若年性認知症と診断された入所者に対しサービスを行なった場合、若年性認知症入所者受入加算として一日あたり122円(244円、366円)が加算されます。
- 5) 介護職員処遇改善加算Ⅱとして所要単位数の1000分の136(13.6%)に相当する金額が加算されます。

②食費・・・ <u>1食あたり</u>	朝食	380円
	昼食	500円
	おやつ	65円
	夕食	500円
1日あたりの自己負担額		_____円

③ 滞在費 1日あたり 円

負担段階	部屋の種別	1日あたりの自己負担額
第 段階	多床室	円

負担段階		所得区分	居室区分 (多床室)	食費区分 負担限度額	
現金・預貯金等が一定以上の方 市町村民税課税世帯の方 配偶者が市町村民税課税の方	現金・預貯金等が一定以下の方 市町村民税非課税世帯 配偶者が市町村民税非課税の方	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0	300
		第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下の者	430	600
		第3段階①	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円未満の者	430	1000
		第3段階②	合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超266万円未満の者	430	1300
		第4段階	世帯課税者	915	1445

④ その他の料金等（実費）

療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等は別途料金がかかります。

〈5〉 キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日 17 時までにご連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 0 %

〈6〉 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を元に計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命、または健康に重大な影響を与える行為があった場合

〈7〉 支払方法

毎回、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、15 日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

〈1〉 サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、6ヶ月前から出来ます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談下さい。

〈2〉 サービス利用計画の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効になります。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……………入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……………非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。尚、その場合、契約終了後の予約は無効になります。
- ・ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があった場合、実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

7 緊急時の連絡先

緊急連絡先①・・・本契約書別紙 1 の緊急連絡先①と同じ

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先②・・・本契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8 事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 非常災害対策

施設は、消防法などの規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10 衛生管理等

- ① 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- ② 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

11 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- 1 担当者 岩田 知子
電話番号 048-584-5550 (受付時間 8時30分から5時30分)
- 2 深谷市役所長寿福祉課
電話番号 048-574-8544 (直通)
- 3 寄居町役場福祉課
電話番号 048-581-7718 (直通)
- 4 熊谷市役所長寿生きがい課
電話番号 048-524-1402 (直通)
- 5 大里広域市町村圏組合 介護保険課
電話番号 048-501-1330
- 6 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568
- 7 第三者委員
氏名 学識経験者 安藤 健二

住 所	大里郡寄居町寄居
電話番号	048-581-1090
氏 名	地域代表 安達 玲子
住 所	深谷市大谷
電話番号	048-574-0905
氏 名	地域代表 赤坂 佳信
住 所	大里郡寄居町桜沢
電話番号	048-581-0690

令和 年 月 日

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

事業所

所在地 埼玉県深谷市小前田2677

名 称 フラワーヴィラ短期入所生活介護事業所 印

管理者 氏 名 服 部 充 印

説明者 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印